

令和6年9月12日

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案 に対する意見

全国市長会

今般示された標記政令案において、高齢者の医療に関する法律の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に要する実費を勘案し、これら提供を受ける者が納付すべき手数料の額を改訂するとともに、厚生労働大臣が当該手数料を減額し、または免除することができる者を見直すこととしている。

厚生労働大臣は現在、国民健康の向上に資するため、当該情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として、地方公共団体が適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査に活用する場合には、当該情報提供に係る手数料を免除しているところである。

しかしながら、今般の政令案では、地方公共団体が当該情報の提供を受ける場合、新たに手数料の二分の一に相当する額の負担を求めており、この財政負担により地方公共団体による当該情報の活用が制限される恐れがあり、特に小規模自治体においては財政的な制約もあり、必要な情報を入手するに当たって地域格差が生じるのではないかと懸念される。

NDB（匿名医療保険等関連情報データベース）は、今後も公共の利益のため広く活用されるべきであり、医療DXの推進が求められている中において、地方公共団体の当該情報の利活用を阻害することのないよう、現行の地方公共団体に対する手数料免除措置の継続も含め適切な措置を講じていただきたい。

また、このような地方公共団体にも影響を及ぼす見直しを行う場合には、検討過程の段階から、関係する者に対してあらかじめ十分な情報提供を行うよう求めるものである。